

大阪市監査委員	太 田 勝 義
同	小 笹 正 博
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 3 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

- (1) 大阪市教育委員会事務局職員らは、市の教職員に対し、「教職員の資質を高め、教育効果の向上をめざしておこなう自主的研修を助成することを目的」とし、長年「共同研究費補助金」（以下「本件補助金」という。）を毎年予算化して支給している。

平成 16 年度では対象人数 12,459 人に対し、上半期、下半期に各 1/2 を交付することとして、平成 16 年度では 1 人当たり 4,600 円で予算 5,729 万 8,000 円を各校園の共同研究費補助金運営委員会（以下「各校園運営委員会」という。）を通じて交付している。

ところが、これらの補助金の使途は一部は各学校ごとにおいて教員の自主的に実施する共同研究活動に対する助成として執行されているほか、校種ごとの教育研究会と研究活動の連携を図るための納付金や大阪市立学校共同研究中央運営委員会（以下「中央運営委員会」という。）への納付金（以下「本件納付金」という。）に充てられていた。

- (2) この公金支出は違法な公金流用で、長年計画的に私的流用されているものであり、中央運営委員会を通じて 20 年以上は結婚式場などを経営する財団法人大阪市教員会館（以下「財団法人」という。）の教員会館維持費として年に 1,000～1,500 万円、平成 16 年度で言えば半期ごとに 500 万円、年 1,000 万円が流用されていたのである。

中央運営委員会は、大阪市教育会館に置かれた任意組織で「財団法人の維持運営に必要な基金を設置し、共同研究中央拠出金の収納、管理、執行を行う」ものであ

る。会には議長（中学校長から1名）、副議長2名（小学校長と職員組合各1名）、事務局長（職員組合から）、運営委員、学校代表19名（各校園長から）、組合代表19名、監査7名（校園長5名と教育委員会事務局2名）から構成されている。

具体的には、市が交付する補助金より中央運営委員会に一定比率で上納され、平成15年度でいえば上半期719万4,200円と下半期748万9,400円、計1,468万3,600円が中央運営委員会に「上納」され、中央運営委員会はそのうち1,000万円を「教員会館維持費」名目で財団法人側へ支出しているのである。

中央運営委員会に残る金は上半期に27万4,159円、下半期に15万5,445円（計42万9,604円）を会議費と印刷費と借室費（教員会館。現在、パル法円坂）に使われ、通信費、文具費もゼロである。その余は積み立てられ毎年収支残高を増やすという実態で、中央運営委員会そのものが完全な「公金流用トンネル組織」となっているのである。

- (3) かつて研修の場となった大阪市教員会館（以下「教員会館」という。）は昭和59年に教育研修の拠点として新しく大阪市港区に大阪市教育センター（以下「教育センター」という。）を多大な費用をかけてオープンさせ、そこが研修の場に供されている。そして、教員会館は昭和59年に改築され「結婚式場」「宴会場」としての利用が中心となった。平成5年から「パル法円坂」と改称され、財団法人は民間に委託し「ウエディングハウスパル法円坂」として経営するようになっている。このような実体の財団法人の会館の維持費として、少なくとも昭和59年以降平成16年度まで20年間余も年平均1,500万円前後が上記の仕組みで流用され、合計3億円以上もの金が財団法人（パル法円坂側）に支払われてきたのである。
- (4) これらのことが意味するところは、教員会館（パル法円坂）への流用が明らかに違法であるにとどまらず、中央運営委員会に関係する校園長ら役員も流用（詐欺・横領）の実行ないし協力者であるということである。もちろん本来の教職員研修の効果を上げるために多大な資金が流用される下で、中央運営委員会の掲げる教育研修の効果が果たされていない。逆に言えば本来不必要で過大な共同研究費助成金を組んでいたものである。そして共同研究費の本来の目的を果たすことを考えていないという点で公金の予算の計上からも背任であることも明らかである。
- (5) したがって、平成15年度でいえば、中央運営委員会に上納された金額の1,468万3,600円全額が違法不当に使われたことを意味する。これらの不法行為は組織的に隠蔽され、教育長以下教育委員会事務局職員から歴代の中央運営委員会の委員が故意にしてきたものであり、市に対し国家賠償法上の責任を負うものといえる。

また、財団法人とその役員もその不法な仕組みを知ってその資金を不当に受けている者であり、20年分の過去分についても不法行為者ないし悪意不当利得者としての民事賠償責任を大阪市に対して有するものといえる。もちろん、平成15年度末で運営費積立残りという1,929万0,005円は直ちに大阪市に返還させなければならない。
- (6) よって、大阪市長に対し、これら教育長以下職員、中央運営委員会の委員（加担公務員）らに既述中央運営委員会への「上納分」の3億円以上、及び財団法人と役員らに対しては、交付された少なくとも生じている大阪市の損害金3億円の賠償

補填させるなど適切な措置をとることを、証拠書類を添え、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条にもとづき請求する。

事実証明書

- ・平成 17 年 1 月 27 日付け読売新聞記事
- ・平成 17 年 1 月 25 日付け産経新聞(夕刊)、毎日新聞(夕刊)及び朝日新聞記事
- ・市の情報公開文書（報道機関提出資料について）

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

(1) 請求期間制限の適用

法第 242 条第 2 項の規定により、当該行為については、あった日又は終わった日から 1 年を経過したときは監査請求をすることができないが、怠る事実についてはこのような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りはこれを制限しないものとされている（最高裁昭和 53 年 6 月 23 日判決）。

しかし、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がなされた場合に上記の期間制限が及ばないとすれば、法第 242 条第 2 項の規定の趣旨を没却することとなる。したがって、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきものとされている（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

一方、怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であることに鑑みれば、実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象としてなされた住民監査請求において、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について法第 242 条第 2 項の規定は適用されないとされている（最高裁平成 14 年 7 月 2 日判決）。

本件請求において対象としているのは、本件納付金が各校園運営委員会から中央運営委員会を経て財団法人に対して違法に流用されていることによる返還請求権の行使を怠っていることと解され、本件補助金の支出が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断を監査委員がしなければならない関係にはないことから、請求期間制限の適用はない。

(2) 金銭債権の消滅時効

法第 236 条第 1 項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている。

したがって、各校園運営委員会から中央運営委員会に対して本件納付金が支出されてから 5 年以上経過しているものに係る返還請求権は時効により消滅している。

以上により、過去 5 年間の本件納付金に係る返還請求権の行使を怠る事実を対象と

する監査請求として、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

過去5年間の本件納付金が各校園運営委員会から中央運営委員会を経て財団法人に対して支出されていることについて、請求人の主張する事項から、違法・不当であり、返還請求権の行使を怠っているか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年4月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・教育研究目的の補助金が、結婚式場経費に使われていることが長年なされてきた。
- ・教育センターが設立されたときに、教員会館のあり方についてなぜ検討されなかったのか。

3 監査対象局の陳述

教育委員会事務局を監査対象とし、平成17年4月15日に教育長ほか関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件補助金の概要

ア 支出の根拠

法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。本件補助金の支出に関しては、共同研究費補助金実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本市校園教職員が資質を高め、教育効果の向上をめざして行う自主的研修を助成することを目的に、1人当たり年額4,600円（平成15年度以前は4,800円）に交付対象人数を乗じて得た額が各校園運営委員会に支出されている。

イ 過去5年間の支出

平成12年度から平成16年度までの支出日（平成12年度から平成14年度までは配付決議日）、支出金額及び対象人数は次のとおりである。

平成12年度	平成12年4月3日	8月30日	60,120,000円	12,528人
平成13年度	平成13年4月2日	9月6日	59,673,600円	12,435人
平成14年度	平成14年4月4日	9月11日	59,644,800円	12,429人
平成15年度	平成15年5月16日	10月10日	59,611,200円	12,422人
平成16年度	平成16年5月17日	10月8日	57,361,400円	12,473人

ウ 使途内訳

各校園から提出される決算報告によると、補助金4,600円の使途内訳は、①中央運営委員会への納付が1,200円（本件納付金）、②各校種ごとの教育研究会へ

の納付が小学校 900 円、中学校 710 円、高等学校 700 円、幼稚園 1,500 円、③残り 1,900 円から 2,700 円は、各校園において、教育問題に対応するための研究に必要な図書・教具、消耗品、各種大会の資料代、研究に必要な資料の印刷代、各種研修会・講習会等の参加に伴う会費や交通費等に支出されている。

(2) 各校園運営委員会の概要

実施要項で各校園運営委員会の設置が定められており、平成16年度においては、522校園運営委員会、会員数12,473人で組織されている。本件補助金は各校園において、研究に必要な教材・教具、研修会・講習会の参加のための交通費や資料代等に充当されている。

実施要項中の「具体的な用途別留意点」には、会費・分担金について「研修会・講習会等の参加会費、全市教職員が総合しておこなう研究、研修事業等の会費及び分担金」と規定されているが、本件納付金については明記されていない。

(3) 中央運営委員会の概要

中央運営委員会規定によると、中央運営委員会は財団法人の維持運営に必要な基金を設置し、共同研究中央拠出金の収納、管理、執行を行うことを目的に、昭和26年に大阪市教育会館内に設立された。学校代表の役員等で組織され、監査役員には教育委員会事務局職員も充てられている。

平成12年度から平成16年度までの収支状況については、次のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
前年度繰越金	46,761,331	21,425,537	25,806,614	15,101,976	19,290,005
収納金	14,896,800	14,667,900	14,793,000	14,683,600	14,724,100
利息	107,406	18,177	9,698	4,429	2,534
収入合計	61,765,537	36,111,614	40,609,312	29,790,005	34,016,639
教員会館維持費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
教員会館改修更新基金	30,000,000	0	15,000,000	0	0
金銭信託解約手数料	40,000	5,000	7,336	0	0
運営経費繰出し	300,000	300,000	500,000	500,000	500,000
支出合計	40,340,000	10,305,000	25,507,336	10,500,000	10,500,000
次年度繰越	21,425,537	25,806,614	15,101,976	19,290,005	23,516,639

※平成16年度の収支状況は、監査時点で決算見込である。

なお、中央運営委員会の運営経費については、本件納付金の収納及び財団法人への教員会館維持費等の支出に伴う事務経費等が計上されているものであり、平成16年度の運営経費の決算見込は次のとおりである。

収入	790,239	支出	334,953
前年度繰越金	290,236	会議費	142,131
利息	3	印刷費	127,000
繰入金	500,000	通信費	800
		収納事務費	32,000
		借室料	33,022

(平成16年度末収支残高 455,286円)

また、平成12年度から平成16年度までの財団法人への支出内容は次のとおりである。

平成12年度 教員会館維持費 10,000,000円 教員会館改修費 30,000,000円
 平成13年度 教員会館維持費 10,000,000円
 平成14年度 教員会館維持費 10,000,000円 教員会館改修費 15,000,000円
 平成15年度 教員会館維持費 10,000,000円
 平成16年度 教員会館維持費 10,000,000円

(4) 財団法人の概要

財団法人寄附行為によると、「大阪市教職員並びに、教育関係者の教養を高め、研究を助成し、福祉厚生をはかる等、大阪市の教育を向上せしめ、以て社会文化の発展に寄与することを目的」として昭和28年に設立されたもので、教職員から選出された理事ほかで組織され、監事には教育委員会事務局職員も充てられている。

中央区法円坂にある基本財産をもとに、教員会館の維持管理、教育の振興、教職員の教養に関する事業の実施及び協力、教職員のための福利厚生施設とその経営等を行っている。

平成12年度から平成15年度までの収支状況については、次のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業収入	360,418,195	298,844,302	56,467,505	57,289,099
寄付金収入(※)	67,425,000	37,000,000	97,575,670	36,500,000
市教委受託事業収入	30,700,000	25,199,000	21,300,000	20,318,000
雑収入	981,315	1,712,379	3,434,428	2,118,478
前期繰越収支差額	△8,133,122	△5,451,298	△49,401,869	△31,748,886
収入合計	451,391,388	357,304,383	129,375,734	84,476,691
管理費	197,835,411	181,430,086	59,145,049	31,019,684
事業費	224,044,695	183,613,522	29,976,026	28,823,561
市教委受託事業費	30,700,000	25,199,000	21,300,000	20,318,000
固定資産取得支出	4,262,580	16,463,644	50,703,545	3,741,906
支出合計	456,842,686	406,706,252	161,124,620	83,903,151
次期繰越収支差額	△5,451,298	△49,401,869	△31,748,886	573,540

※平成16年度の収支状況は、監査時点で未確定であるので記載していない。

※寄付金収入に、中央運営委員会からの収入及び委託契約に基づく教員会館の改修工事等に係る委託業者の費用負担分が含まれている。

教員会館の婚礼・宴会事業等については、平成12年4月から平成14年3月までは財団法人が直営しており、売上は事業収入の中のパル法円坂事業収入として計上し、事業に係る費用は、事業費の中のパル法円坂事業費として計上している。ただし、事業に係る人件費・光熱水費等や館の維持管理のための共通的な経費は管理費の中に含まれる。

また、平成14年4月から平成17年3月までは業者委託を行っており、委託契約書により、事業に係る売上は委託先収入、費用は委託先負担（事業に係る売上・費用は財団法人の決算には計上されないが、館の維持管理のための共通的な経費は管

理費の中に計上されている。)としている。

(5) 教員会館維持費及び教員会館改修費

ア 教員会館維持費の用途

教育委員会事務局の説明によると、下記(ア)から(ウ)までを総合的に勘案して、教員会館の維持費(婚礼・宴会に係る経費を除く。)は毎年1,000万円を下回らず、中央運営委員会から財団法人へ毎年納付される教員会館維持費1,000万円がそれに充てられているとしている。

(ア) 人件費

教員会館の維持管理には職員1人が必要との考えから、人件費として算定した職員給与及び事業主負担金の金額は次のとおりである。

平成12年度 5,492,116円、平成13年度 4,324,938円、平成14年度 3,148,646円、平成15年度 5,745,538円

※平成12年度及び平成13年度の職員給与は1人当たりの平均給与額、平成14年度及び平成15年度の職員給与は管理費の項目で計上されている特定の1人の職員給与額

※事業主負担は、それぞれの年度の職員給与額に、平成17年4月現在の健康保険料等事業主負担掛率を乗じた額

(イ) 固定資産税等

教員会館の用途のうち、婚礼専用部分を除いた部分の面積が全体の面積の6割と想定して算定した固定資産税等の金額は、次のとおりである。

平成12年度 6,253,680円、平成13年度 5,913,360円、平成14年度 5,604,252円、平成15年度 5,152,752円

(ウ) その他物件費

租税公課を除いた物件費(消耗品費、修繕費、メンテナンス関係費用等)を算定した金額は次のとおりである。

平成12年度 59,937,643円、平成13年度 57,978,614円、平成14年度 32,812,343円、平成15年度 7,742,388円

※館の維持管理のための共通的な経費のほか事業全体に共通にかかる経費が多いため、このうちから館の維持管理費を明確に区分することは困難である。

イ 教員会館改修費の用途

教育委員会事務局の説明によると、平成12年度から平成15年度において、中央運営委員会から財団法人へ支出された教員会館改修費45,000,000円(平成12年度30,000,000円、平成14年度15,000,000円)が充てられたとされる館の改修費(財団法人の固定資産取得支出(75,087,675円)のうち、専ら宴会・結婚式場のための改修に係る費用を除外したもの)は次のとおりである。

平成12年度 1,766,100円、平成13年度 16,463,644円、平成14年度 27,466,495円、平成15年度 3,657,906円、平成12年度から平成15年度までの合計 49,354,145円

(6) 教員会館の利用実績

教育委員会事務局の説明によると、平成15年度においては、会議室・宴会利用

が 301 件あり、そのうち教職員による会議は 82 件で、そのなかで教職員の資質・教育効果の向上を目指して行う自主的研修関係は館の維持管理のための会議も含めて 13 件であるとしている。

平成 16 年度においては、会議室・宴会利用が 349 件あり、そのうち教職員による会議は 95 件で、そのなかで教職員の資質・教育効果の向上を目指して行う自主的研修関係は館の維持管理のための会議も含めて 23 件であるとしている。

2 監査対象局の陳述

(1) 本件補助金

教育委員会では、昭和 22 年度から教育委員会事務局並びに大阪市の小学校、中学校、高等学校、盲、聾、養護教育諸学校及び幼稚園に勤務する教員に対し、本件補助金を交付してきており、平成 16 年度については 1 人当たり年額 4,600 円で、そのうち 1,200 円が中央運営委員会に納付されている（本件納付金）。

(2) 中央運営委員会

教員自らが学校を超えて共同して自主的な研修を行ったり、研究発表を行う場の必要性を痛感し、教員の総意として設立された。

(3) 財団法人及び教員会館

中央運営委員会で研究、研修活動を効率的、安定的に行い、また、情報交換や意見交換を行い、併せて共同研究のあり方について調査研究するための拠点施設としての会館を建設することを決議し、教員の総意に基づいて本件補助金の内から拠出し積み立てた資金を基に、昭和 27 年までに現在の中央区法円坂に土地約 6,600 m²を取得し、翌昭和 28 年には教員会館を建設、同年 6 月に、この土地建物を寄附することにより財団法人が設立された。

中央運営委員会では、財団法人設立後も引き続き教員が集まり、共同研究や研修を行い、また、研究の成果を発表する場として教員会館を安定的、恒久的に活用できるように、その維持管理に関する助成を行うことを目的に各校園運営委員会に交付される本件補助金の一部（本件納付金）を充てることを決定し、現在に至っている。

(4) 教員会館の研修機能

昭和 59 年に財団法人の基本財産を運用し、大阪市教職員法円坂会館として建物が改築され、その後、平成 5 年に愛称を「パル法円坂」とした。

昭和 59 年に教育センターが整備されるまでは、教員会館内に情報教育の研究事業を行う情報処理教育センターなどの教育センターの前身となる研究、研修施設が入り、活発な活動が行われていた。

改築されてからも引き続き教員の研究、研修の場となっている。

(5) 財団法人の会計区分

改築された昭和 59 年以降、婚礼・宴会事業等は、平成 11 年 7 月から平成 14 年 3 月までの直営の期間を除き、財団法人から別途民間事業者へ委託しており、委託期間中はもとより直営期間においても財団法人において会計上区分されているところであり、本件補助金の一部が、結婚式場の運営に充てられている事実はない。

(6) 本件補助金の活用と見直し

教育委員会が直接財団法人に助成せず、本件納付金が校園運営委員会から中央運営委員会を経由しているのは、毎年度、教員の総意に基づいて教員会館の維持管理に必要な助成を行ってきたこともあり、教育委員会としても従来からの方法を採用してきたもので、本件納付金が財団法人において目的に合致したかたちで有効に活用されてきたと考えている。

一方で、当初は教員の自主的な研究、研修活動の拠点としての役割を果たし、また、そういう場を保証するという観点からも有効かつ適切に機能していたものであるが、近年、公共施設が充実するなどとして教員の研究、研修活動の場が他に求めやすくなり、教員の研究、研修活動の場としての利用が減少している事実も否めなく、また、厳しい財政状況の下、本件補助金についても見直しが必要であると判断し、平成16年度をもって廃止した。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、教育委員会事務局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 本件納付金の教員会館への支出について

請求人は、市が交付する補助金から中央運営委員会に一定比率で上納され、そのうち平成16年度では1,000万円を「教員会館維持費」名目で財団法人側へ支出しているが、中央運営委員会そのものが完全な「公金流用トンネル組織」となっており、教員会館への流用が明らかに違法であると主張している。

本件補助金の交付先は、各校園運営委員会であるが、当該運営委員会は各校園の教職員で構成されている組織であり、各校園の実情に即した教職員の研究、研修目標及び同目標達成のための具体的な計画の策定を行うこととされており、各校園運営委員会から中央運営委員会に対して本件納付金が支出されている。

また、中央運営委員会は、教員自らが学校を超え共同で研究・研修を行う必要性から設けられたものであり、その決議に基づき財団法人及び研究・研修の拠点施設としての教員会館が設置されたものと認められる。

そして、財団法人は、中央運営委員会から教員会館維持費及び教員会館改修費として、本件納付金を受け入れ、目的達成のため活用することとなっている。

したがって、本市校園教職員の資質向上等のため自主的研修を助成することを目的とする本件補助金の一部（本件納付金）が、各校園運営委員会から中央運営委員会に対して納付され、財団法人に対して教員会館維持費等として支出されていたが、流用されたことが直ちに違法とはいえない。

(2) 本件納付金の結婚式場等への流用について

請求人は、結婚式場や宴会場の利用が中心である会館の維持費として流用され、教育研究目的の補助金が、長年結婚式場経費に使われていたと主張している。

平成12年4月から平成14年3月までの婚礼・宴会事業等を直営で実施していた期間においては、財団法人の決算では、同事業等に係る人件費・光熱水費等や館の維持管理のための共通的な経費が管理費の中に計上されているものの、直接的な運営経費は事業費として別途区分されている。

平成 14 年 4 月から平成 16 年 3 月までの婚礼・宴会事業等を業者へ委託した期間においては、委託契約書により、事業に係る費用は業者負担とされており、財団法人の決算では、館の維持管理のための共通的な経費が管理費の中に計上されている。

財団法人の決算における管理費の中で館の維持管理のためだけの費用を明確に区分することは困難であるが、館の維持のために最低限必要な経費が、職員 1 名の人件費、婚礼専用部分を除いた固定資産税及びその他物件費等で、本件納付金から充当された 1,000 万円を下回らないとした教育委員会事務局の算定が著しく相当性を欠くとはいえない。

中央運営委員会においては、本件納付金の一部を教員会館の改修のために積み立て、改修が必要になった際に財団法人に支出しているが、平成 12 年度及び平成 14 年度に支出された 4,500 万円の使途として教育委員会事務局が算定した内訳をみると、専ら宴会・結婚式場のための改修に係る費用は除外されており、その他の費用全額が研究・研修会場としての維持のために必要であったのかについては疑念が残るものの、明らかに結婚式場等の費用であるとはいえない。

以上のことから、中央運営委員会から財団法人に支出された本件納付金が、結婚式場等の経費に直接充てられているとまでは認めがたい。

(3) 教員会館の利用実態

本件補助金の目的が、教職員の資質を高め、教育効果の向上を目指して行う自主的研修を助成するものである以上、教員会館においてそのような研究・研修が活発に行われていることによって補助目的が達せられるといえるものである。

教員会館設立時は、設立目的どおり教員の資質向上に資する自主的研究・研修が行われていたと推定できるが、昭和 59 年に教育センターが設立されて以降、研究・研修目的での使用頻度は低くなり、ここ 2 年間における会議利用をみたとすると、教職員の資質向上に資する会議関連として見受けられるものは極めて少ない。

教職員の資質向上に資する会議利用件数が全くないとはいえないものの、上記のような利用実態に鑑みると、教員会館が教員の自主的な研究・研修活動の拠点であると認定することは困難である。

以上のことから、教員会館設立当初は、中央運営委員会及び財団法人への資金の拠出は本件補助金の目的から逸脱していなかったと判断できるものの、その後、教育センター設立に伴う教員会館の機能の変化や研究・研修利用の減少に伴い、本件補助金を継続して充当させることについて見直しすべきところを怠っていたといわざるを得ず、現状においては本件納付金が本件補助金の目的に合致していないと判断せざるを得ない。

(4) 本市の損害

本件補助金は、各校園運営委員会に対して支出されたものであるが、本件納付金が中央運営委員会に納付されたことにより、当該納付金相当額について、中央運営委員会及び同委員会から拠出を受けた財団法人が本市からの利得を得ていることになる。

そして、前記のように本件納付金は本来目的どおりに使用されておらず、本市は損害を被っているところ、各校園運営委員会は本件補助金の支出を受け中央運営委

員会に対して本件納付金を納付しており、中央運営委員会は本件納付金の収納、管理を行い、教員会館の維持管理経費等を拠出しているのであるから、本市に対して返還義務を負うものであり、本市は公法上の金銭債権を有すると認められるものについて返還請求をしなければならないものである。

したがって、本市は、各校園運営委員会及び中央運営委員会に対して、過去5年間に中央運営委員会に納付された本件納付金について、財団法人から回収するなどのうえ、返還するよう求める必要がある。

4 結 論

以上の判断により、本件補助金の返還を求める請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり勧告する。

勧 告

監査の結果、教員会館の利用実績に鑑みると、各校園運営委員会を通じて中央運営委員会に納付された本件納付金が、補助目的どおり使用されていないと判断されることから、措置を講じる必要があるので、法第242条第4項の規定により、次の措置を3か月以内に講じられるよう勧告する。

記

過去5年間に各校園運営委員会を通じて中央運営委員会に納付された本件納付金73,765,400円について、各校園運営委員会及び中央運営委員会に対して、財団法人から回収するなどのうえ、返還するよう求めること